

〈郵便番号〉
〈住所〉
〈事務所名〉
〈代表者名〉
〈御担当〉

【JIA建築家賠償責任保険取扱代理店】
株式会社 建築家会館

【引受保険会社】
 **損害保険ジャパン株式会社**

JIA建築家賠償責任保険オプションプランのご紹介

2025年4月建築物省エネ法改正対応済み！ 建築物省エネ法に関連する想定トラブル事例

※以下事例は実際に保険金請求された事例ではなく、想定事故事例です。
実際の保険金のお支払に当たっては、実際の事案の内容を鑑みて確認調査し審議会に諮問した上でお支払可否を判断いたします。

事例1 ガラス方位の変更により建築物省エネ法基準に適合しないケース

<事故の内容(想定)>

施工段階で、発注者よりプランの変更要望があり、結果としてロビーのガラス面の方位が北面から東面に変更となった。プラン変更とともに、熱負荷量が変わるため空調機能力を増強した変更指示書を作成した。その際、建築物省エネ法の計算確認することを失念してしまった。竣工後に建築物省エネ法のBEI値(建築物エネルギー消費性能指標)が適合外と判明し、変更指示書の誤りが発覚した。

<事故後の対応(想定)>

東面のガラスから日射負荷を軽減するため、外部庇(ルーバー)を追加及び空調機能力を縮小する追加費用が発生した。

事例2 設備機器(空調)の省エネ性能不足により建築物省エネ法基準に適合しないケース

<事故発生の内容(想定)>

発注者より、コスト面から空調機器の変更要望があり、設計者は、設計時に選定した省エネタイプの設備機器と空調機能力が同じ空調機器を選定した。その際、建築物省エネ法の計算確認を失念したまま設計変更の指示書を作成し発行、施工者はそれに従った施工を行った。竣工後に建築物省エネ法のBEI値(建築物エネルギー消費性能指標)が適合外と判明し、設計変更の指示書の誤りが発覚した。

<事故後の対応(想定)>

建築物省エネ法に適合する設備機器を導入するため、該当設備機器を廃棄および入替の追加費用が発生した。

「建築基準法未達」オプションプラン (建築基準関係法令に関する追加条項)

どんなとき
補償？

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。対象となる法令は81となります。(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要な費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため、補償の対象となりません。)



上記の詳細は二次元コードからパンフレットをご参照ください。

追加保険料※のご案内

〈2025年8月時点の契約内容をもとに作成〉

※2025年4月1日時点での「設計料および監理料」に基づき、**10月1日付**で中途付帯された場合の追加保険料となります。

追加保険料＝年間保険料×6か月/12か月

「建築基準法未達」 オプションプラン

他にも以下のオプションもございます。未加入の場合は是非ご確認ください。

「構造基準未達」 オプションプラン

構造設計等の業務ミスで、建築基準法20条第1項に規定する建築物について、建築基準法20条に規定する「構造基準」に適合しないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

「工事監理」 オプションプラン

工事監理の業務ミスでその建築物に物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し、建築物や他人に損害を与えたとして、訴訟を提起されたときの応訴費用、訴訟の結果、法律上賠償しなければならない場合の損害を補償します。

「サイバーリスク補償」 オプションプラン

業務遂行中に全世界で発生する、サイバー攻撃や情報漏えい、ネットワークの所有・使用・管理に起因して発生するセキュリティ事故等に備えます。

インターネットで簡単に中途加入(オプション追加)の手続きができます!!
保険料の試算(自動計算)も可能です!!

<https://kenbai.jp/>



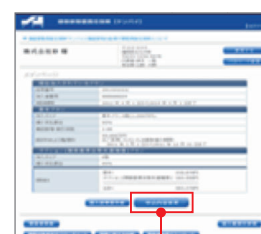
◆手続きの流れ

①ログイン



必ず「ケンバイ」パンフレットをご確認ください。

②変更依頼



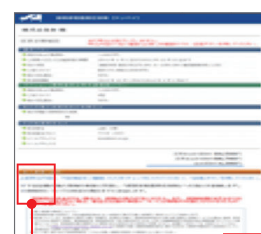
「申込内容変更」をクリックします。

③変更内容入力



変更内容を入力し、**送信**をクリックします。

④変更登録完了



①変更内容の確認をし(加入確認(必須))にチェックをします。
② **送信** をクリックします。

⑤保険料振込

保険料
振込

「追加保険料」のお振込をいただいて変更登録が完了となります。(変更月の前月25日までにお振込ください。)

「ID(加入者番号)」と「パスワード」を半角英数で入力し、**ログイン**をクリックします。

ID(加入者番号):
パスワード:

※パスワードをお忘れの場合は代理店(株)建築家会館にご連絡ください。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉株式会社建築家会館

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16
TEL. 03-3401-6281 FAX. 03-3401-8010
MAIL: kenchikuka_kaikan@nifty.com
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050-3808-5528 / FAX 03-6388-0160
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)